



おもい つながり ささげあう

第4次 東海市総合福祉計画

令和6年度～令和15年度
(2024年度～2033年度)

概要版



東海市・東海市社会福祉協議会

1 計画策定の趣旨

本市の福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけ、高齢、障がい、子ども、地域福祉の分野を柱に平成5年度（1993年度）に初めて策定されました。近年では、この分野ごとに対応することが難しい複雑的・複合的な課題を抱えている人や世帯、制度の狭間にも対応する体制づくりを推進する必要があり、誰一人取り残さない地域とするため、分野ごとの施策ではなく目的別に施策を立て、包括的な支援体制を構築する計画として、第4次東海市総合福祉計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画の「第7次東海市総合計画」の基本理念や目標、施策の方向性を踏まえ、地域における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、地域福祉推進の要である社会福祉法人東海市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が核となり地域における福祉活動を行うことができるよう、市社協が具体的な活動内容を定めた地域福祉活動計画についても、一体的に策定するものです。

計画の体系図



★別に計画を策定しているもの

※重層的支援体制整備事業実施計画などの各種実施計画と調整を図りながら実施するもの

3 計画期間

10年間（令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度））。

中間見直しを令和10年度（2028年度）に行います。

4 基本理念

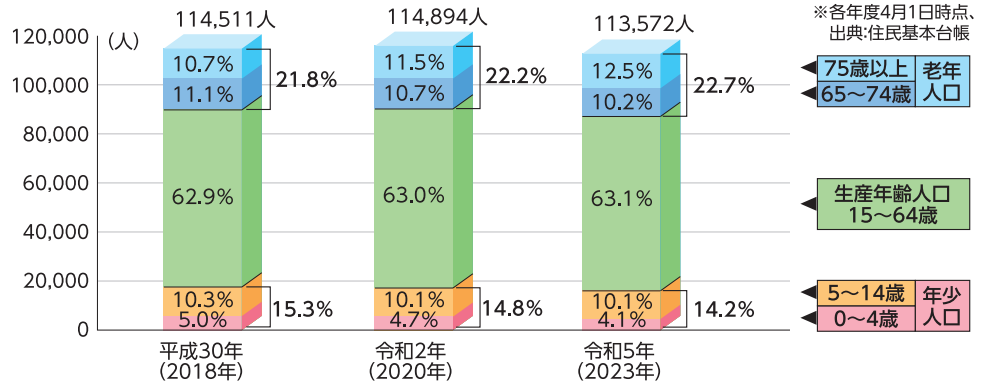
「おもい つながり ささえあう」

本市の地域福祉の目指すまちの姿を本計画の基本理念「おもい つながり ささえあう」とし、市民一人ひとりがお互いのことを理解し、認め合い、思いやる心を持ちながら、人と人が出会い、地域でつながり支え合うことで、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、地域福祉の推進をしていきます。

5 統計から見る東海市の現状

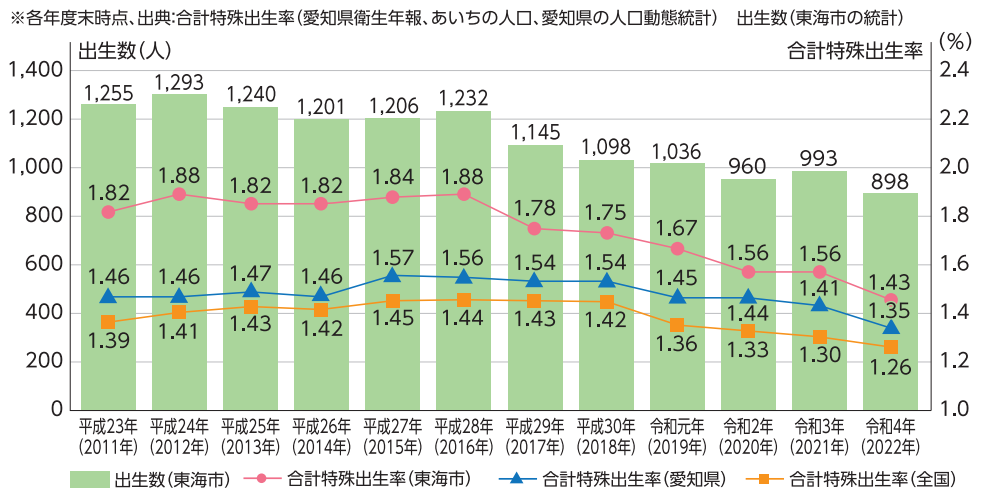
年齢区分別人口構成

本市の人口構成の特徴としては、65歳以上高齢者の割合は上昇、年少人口割合は減少しており少子高齢化が緩やかに進んでいます。生産年齢人口割合については、徐々に増加しています。



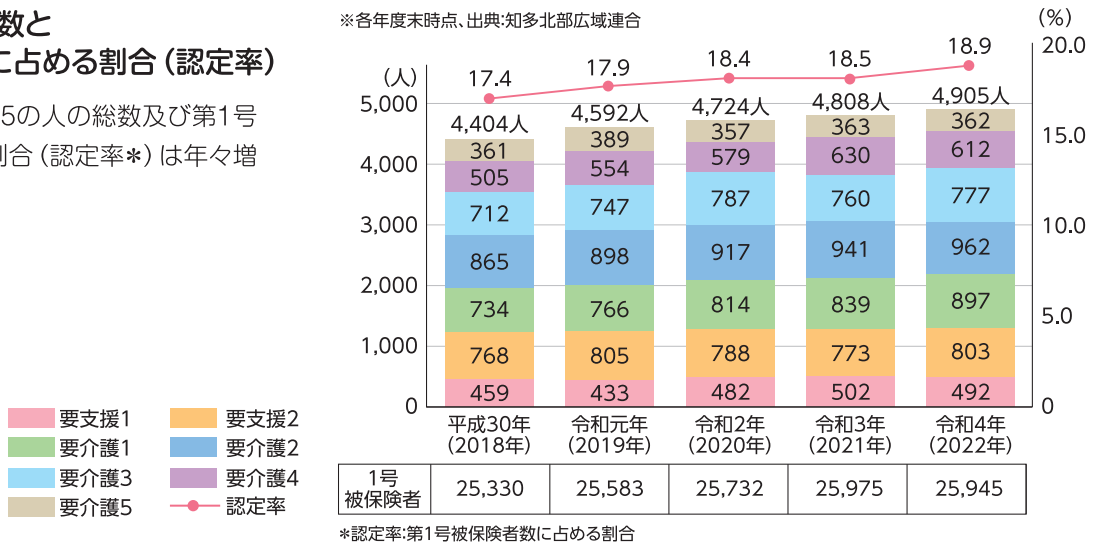
合計特殊出生率

出生数は、平成23年(2011年)から平成28年(2016年)にかけて1,200人台で推移してきましたが、平成29年(2017年)からは減少傾向にあります。また、合計特殊出生率の推移をみると、愛知県や全国との値と比較して高い水準で推移していますが、低下傾向となっており、その差は小さくなっています。



要介護度別認定者数と第1号被保険者数に占める割合(認定率)

要支援1から要介護5の人の総数及び第1号被保険者数に占める割合(認定率*)は年々増加しています。



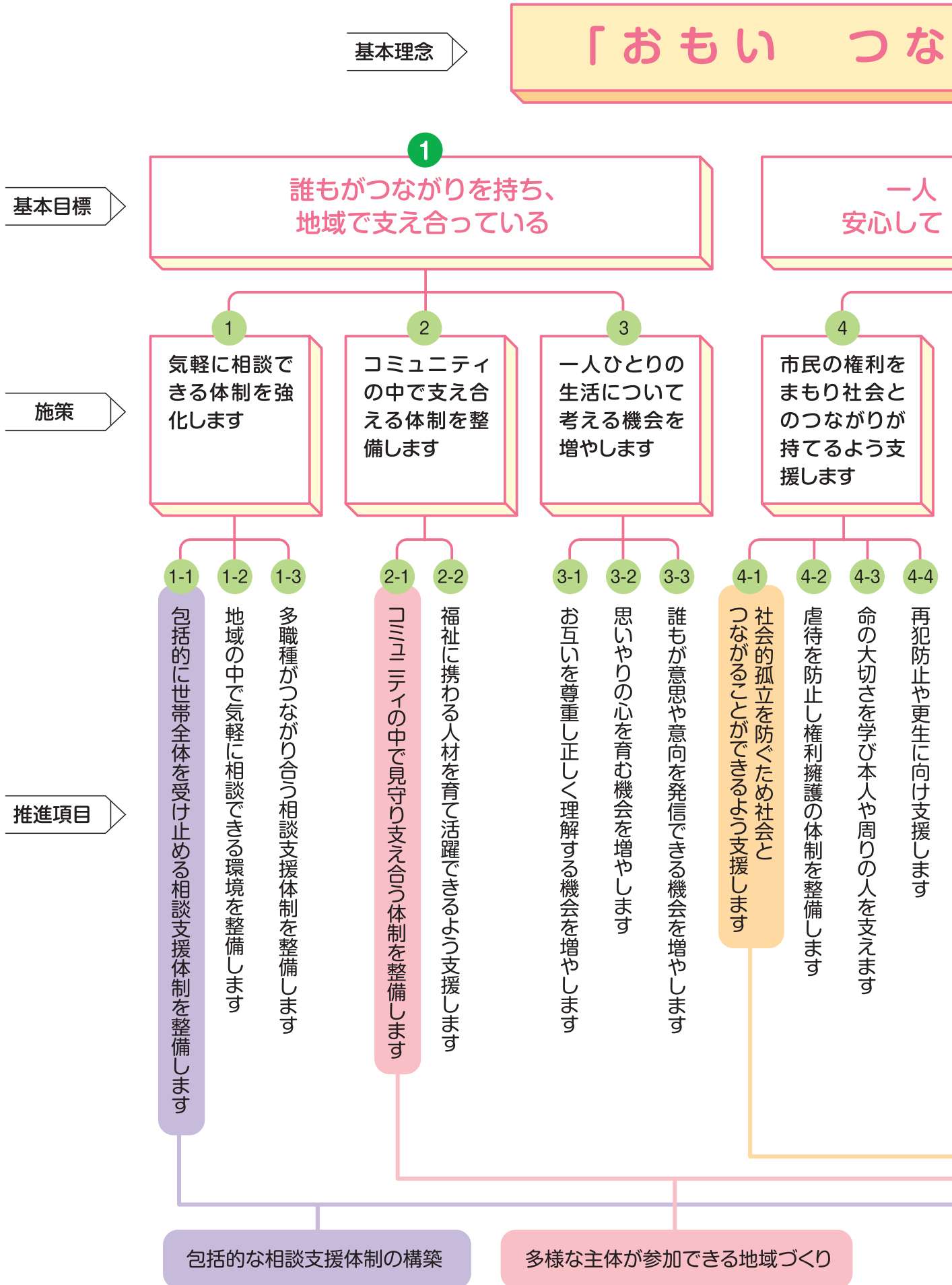
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

年度	18歳未満	18歳以上	小計
平成30年(2018年)	73	3,529	3,602
令和元年(2019年)	80	3,563	3,643
令和2年(2020年)	74	3,556	3,630
令和3年(2021年)	67	3,597	3,664
令和4年(2022年)	65	3,575	3,640
療育手帳	281	620	901
精神障害者保健福祉手帳	314	613	927
合計	324	636	960
	334	672	1,006
	357	699	1,056
	710	825	895
	959	1,114	5,213
	5,395	5,485	5,629
	5,485	5,629	5,810

※各年度末時点、出典:社会福祉課

6 基本目標及び施策体系



「あうえささがり」

2

ひとりが役割を持ち、自分らしく生活している

5

すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします

6

安心して生活できるような身近な場所で支援します

5-1 5-2 5-3

- 5-1 仲間と一緒に地域活動ができるよう支援します
- 5-2 身近な場所で気軽に集い交流できる場を充実させます
- 5-3 民間等と連携し活躍できる場を充実させます

6-1 6-2 6-3

- 6-1 福祉サービス等を充実させ本人や家族が安心して生活できるよう支援します
- 6-2 気軽に外出できる支援体制を充実させます
- 6-3 災害や緊急時に支援・配慮が必要な人が安心して生活できる体制を整備します

3

子どもたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている

7

子ども・子育て世代への支援を充実させます

8

支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます

9

子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します

7-1 7-2 7-3

- 7-1 妊娠期から子どもと家庭への相談支援を充実させます
- 7-2 安心して子どもを産み育てることができるよう支援を充実させます
- 7-3 子どもの成長と家庭を見守り支え合う人を増やします

8-1 8-2 8-3

- 8-1 子どもの権利を守り安心して生活を支援します
- 8-2 子どもの発達支援体制を整備します
- 8-3 子ども・若者の自立に向けた支援を充実させます

9-1 9-2

- 9-1 多様なニーズに対応する保育環境を整備します
- 9-2 地域の中で豊かな体験や遊びができる居場所を充実させます

若者支援を中心とした孤独・孤立対策

災害に備えた福祉の体制づくり

7 施策の展開

基本目標 1

誰もがつながりを持ち、地域で支え合っている



包括的支援体制が確立され、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う中でお互いに気に掛け合い、支え合っている状態を目指すため、相談支援体制の充実や地域での支え合い活動の推進、福祉教育の充実を図っていきます。

施策①

気軽に相談できる体制を強化します

身近な相談機関を知り、一人で抱え込まず相談ができるよう、担当窓口の周知や相談がしやすい環境づくりを行い、身近な場所で相談を受けることができるような体制を構築していきます。

施策②

コミュニティの中で支え合える体制を整備します

地域住民の交流の推進をはじめ、地域の特性、その強みや弱みを把握し地域福祉や防災等の様々な分野の課題について、各種団体等と連携・協力を強化し、主体的に解決できるよう、地域での話し合いを推進していきます。

施策③

一人ひとりの生活について考える機会を増やします

お互いを尊重し地域で安心して暮らしていくことができるよう、福祉教育を充実させ、障がいや認知症などについて継続して学ぶ機会を作っていきます。

基本目標 2

一人ひとりが役割を持ち、安心して自分らしく生活している



個別支援体制が整備され、障がいの有無や年齢に関わらず一人ひとりの命が守られ、誰一人社会的に孤立せず、地域で安心して生活している状態を目指すため、社会的孤立や虐待対応、障がい者やひきこもりの就労的支援などに取り組み、各種福祉サービスの充実をはじめ、福祉避難所や避難行動要支援者に対する体制整備を進めていきます。

施策④

市民の権利をまもり社会とのつながりが持てるよう支援します

社会的孤立とならないよう日ごろからつながりを持てるような地域づくりを進め、困ったことや変化に気づいたときに相談しやすい環境を整え、必要な情報の提供や助言が行えるような体制を整備します。

施策⑤

すべての市民が役割を持ち参加できる機会を増やします

CSW（※1）がコーディネートし、事業所等と連携し自分の強みを活かして活躍できる場の創出やマッチングを行い、役割を持っていきいきと暮らせるような機会を増やしていきます。

施策⑥

安心して生活できるよう身近な場所で支援します

福祉サービス等を充実させ、医療費助成制度の充実や各種手当など必要な給付を行うことで、本人や家族の負担軽減ができるよう支援し、災害等に備えて個別避難計画等を整備し有事の際に備えます。

※1 CSWとはコミュニティソーシャルワーカーのことで、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野に関わらず、地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人のことを言う。

基本目標 3

子どもたちの健やかな育ちを、 地域で支え合っている



子どもの置かれている状態に関わらず、すべての子どもの権利が保障され、子どもを中心とした地域で支え合いのもと、子どもたちが健やかに成長している状態を目指すため、こども家庭センター機能の充実をはじめ、妊娠期からの切れ目のない支援、発達支援体制の構築、保育環境の整備、居場所の充実などを進めていきます。



施策⑦

子ども・子育て世代への支援を充実させます

「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期まですべての家庭のニーズを一元的に把握し、子どもや子育て家庭に寄り添い続ける切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域での見守りや支え合いを進め、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

施策⑧

支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます

支援が必要な妊婦及び子どもと家庭の状況を把握し、CSWや分野を超えた関係機関と連携しながら、ニーズに合った支援事業を通して安心して生活ができるよう支援します。

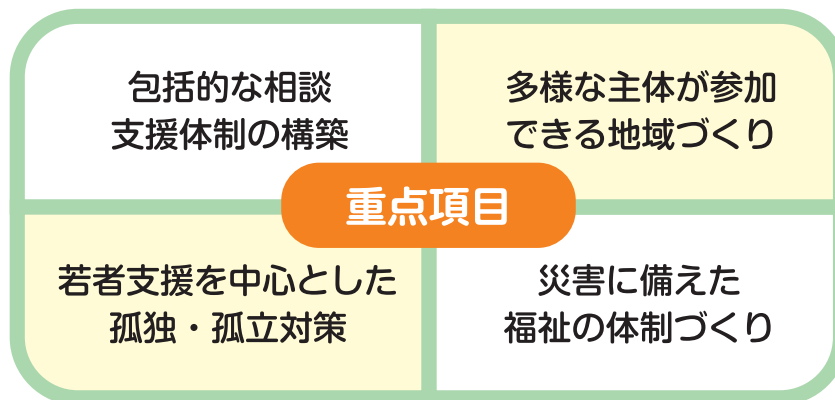
施策⑨

子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します

多様化する保育ニーズに対応できる環境整備を進めるとともに、子どもやその家庭が、安心して過ごせる居場所で多世代の交流を通して豊かな体験を重ね、健やかに育つ環境整備を進めます。

8 計画の推進

① 重点項目



② 進行管理

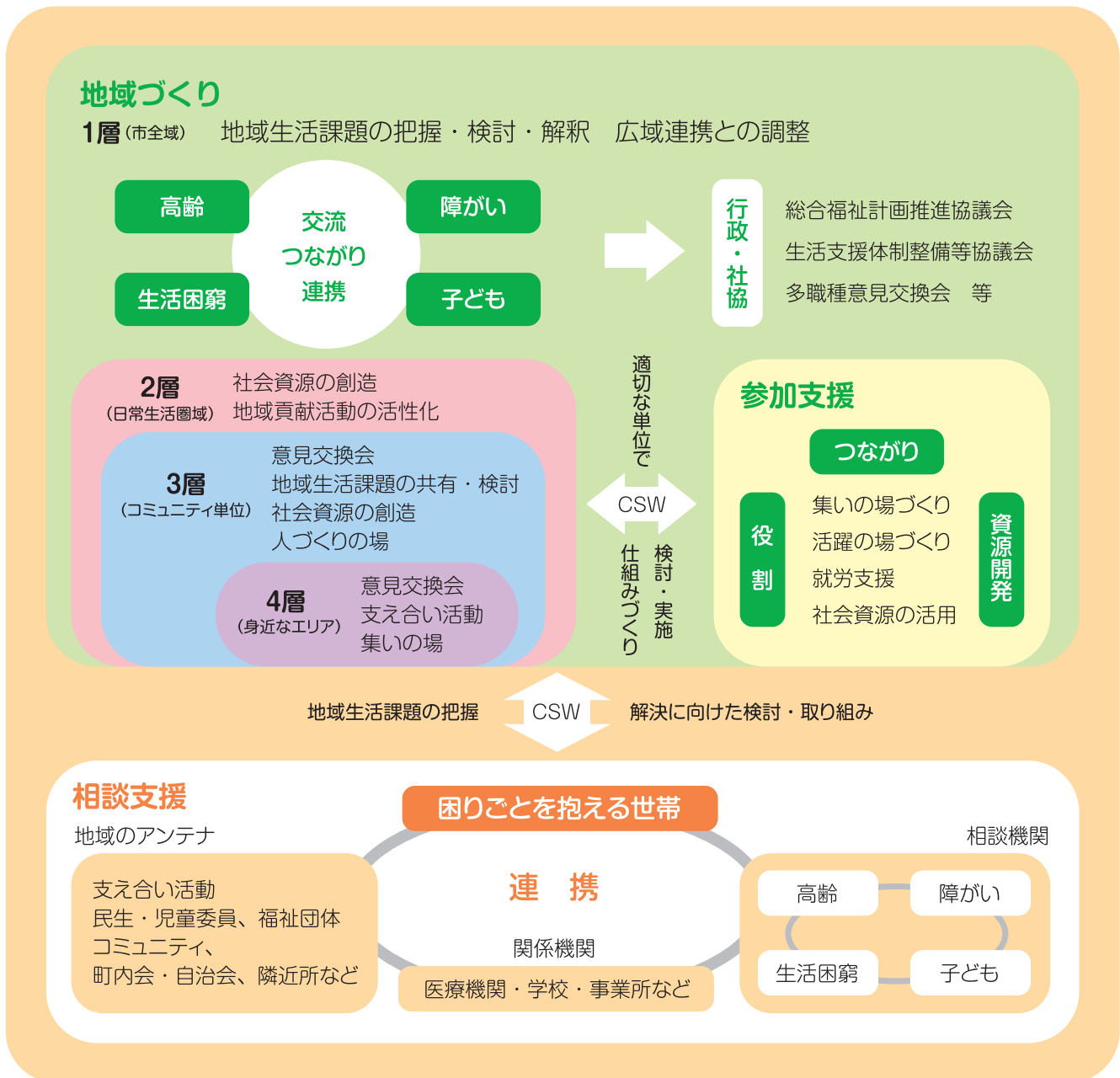
本計画を効率的かつ効果的に推進していくため、各施策の進捗状況や重点項目の取り組みにおける効果の検証・評価を行い、計画の見直しや施策の改善、充実を図りながら、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

東海市総合福祉計画推進協議会等の会議を開催し、数値で評価できるものについては、KPIの考え方を取り入れながらPDCAサイクルに基づき施策の推進・点検・評価を行います。

また、市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち計画を推進できるよう、積極的に情報を発信していきます。

9 包括的支援体制イメージ図

支援の輪 0歳から100歳までの包括的支援体制



地域住民や関係機関が、困りごとを抱える世帯を見つけた時に、相談機関につなぎ、連携しながら相談機関が本人や世帯のアセスメントを丁寧に行い、課題解決に向けた調整を行います。場合によっては既存のサービス等では対応できないこともあるので、その場合はCSWが中心となって地域資源の開発を行い、参加に向けた新たな地域資源の創出に関する働きかけを行います。

この働きかけは、課題に対して適切なエリアがありますので、市全域の第1層を単位として行うものもあれば、身近なエリアである第4層で行うものもあります。

本市ではこのように包括的支援体制の整備を進めていきます。



このマークは、福祉に関する困りごとについて、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じて適切な支援機関につなぐ人の目印として作成したシンボルマークです。相談支援事業者や地域の方が一緒になって、気軽に相談しやすい環境を整えていきます。